

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条** 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（ＣＩＭ活用業務【受注者希望型】）

第１１条 本業務は、ＣＩＭ（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「ＣＩＭ活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「ＣＩＭ活用業務試行要領」を適用する。

２ 受注者は、ＣＩＭ活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

３ 本業務に関連する以下の業務等において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・ R□ ○○業務

ＣＩＭ活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第１２条 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおり。

特記仕様書

第1条 目的

本業務は、空洞化が発生している椿泊漁港海岸(高瀬地区)の「護岸66 NO.1」について、原形復旧を基本とした護岸補修設計を行うものである。

第2条 業務内容

1. 設計計画

業務の目的・主旨を十分把握したうえで、業務を円滑に遂行するための技術的方针および検討項目毎の工程計画を策定し、業務計画書を作成する。

2. 資料収集整理

護岸補修設計を行うために必要となる、測量資料や地質調査資料、既往点検結果等を収集整理する。

3. 現地踏査

収集整理した資料を基に、対象施設の状況や周辺の地形、土地利用状況等の現場条件を現地で踏査確認し、計画を進める上での基礎資料とする。

4. 設計条件

設計にあたっての利用条件、自然条件、土質条件などの設計条件を整理・設定する。

5. 対策工法の検討

空洞化が発生している要因を推定し、その要因に応じた複数案の空洞化対策工法を検討する。

6. 対策工法の選定

検討した空洞化対策工法について、比較断面図、概算数量、概算工費、施工性等の観点から比較・検討を行い、最適な対策工法を選定する。

7. 施工計画

施工方法、施工手順、施工機械、工事用道路等の条件整理を行い、周辺への影響も考慮した施工計画案を作成する。

8. 図面作成

検討結果に基づき、工事に必要な設計図を作成する。

9. 数量計算

作成した図面に基づき、工事に必要な数量計算書を作成する。

10. 照査

仕様書に基づく検討項目、計画内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

11. 報告書作成

設計条件、使用した基準、対策工法の決定根拠や経緯について分かりやすくとりまとめる。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・ 報告書(紙媒体:A4チューブファイル綴じ) 1部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2部(正副1部)

12. 打合せ

設計業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時、中間打合せ1回、成果納品時の計3回の打合せを行う。